

社会福祉法人神川町社会福祉協議会の職員研修に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、職員の研修について必要な事項を定めることを目的とする。

(職 員)

第2条 この要綱で職員とは、次の者をいう。

- 〈1〉 事務局に勤務する者
- 〈2〉 訪問介護事業に従事する者
- 〈3〉 通所介護事業に従事する者
- 〈4〉 訪問入浴介護事業に従事する者

(研 修)

第3条 職員は、常に福祉サービスを必要とする者に必要な福祉サービスを提供するために、研修をし自己を高める。

(研修の種類)

第4条 この要綱で職員の資質向上を図るための研修は、次のとおりとする。

- 1 通常研修…職場及び公共、民間機関で実施する講習会等に命令権者の命令により受講等する研修
- 2 自己研修…公共、民間機関で実施する講習会等に上司の許可を得、自発的に自己で受講等する研修
但し、自己の資格取得のための研修は除く

(研修の機会)

第5条 この要綱で研修の機会は、次のとおりとする。

- 〈1〉 通常研修 年4回以上とする
- 〈2〉 自己研修 年1回とする

(経費の支給)

第6条 この要綱で研修に参加した場合の経費は次のとおり支給する。

- 1 通常研修 旅費規程に定める旅費及び資料代
- 2 自己研修 旅費規程の中の鉄道賃、車賃及び資料代

(経費の請求手続)

第7条 この要綱で経費の支給を受けようとする者及び概算払いに係る経費の支給を受けた者で、その清算をしようとする者は、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを該当命令権者及び該当許可者に提出しなければならない。

付 則

この要綱は、平成13年10月1日から適用する。